

富山県消費生活審議会長 殿

富山県知事 新田 八 朗

富山県消費者基本計画の策定について（諮問）

標記の件について、富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和 55 年富山県条例第 40 号）第 30 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

県では、消費者教育の推進に関する法律に基づき、2014（平成 26）年 12 月に、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度までの 5 年間を計画期間とする「富山県消費者教育推進計画」を策定した。また、2019（平成 31）年 3 月には、2019（平成 31）年度から 2023（令和 5）年度までの 5 年間を計画期間とする「とやま消費者プラン～富山県消費者教育推進計画～」に改定し、「被害にあわない、合理的意思決定ができる消費者」や「自らの消費行動が社会経済情勢や地球環境に影響を与えることを自覚して行動できる消費者」を目指すべき消費者像として、これまで消費者教育の推進に取り組んできた。

近年、高齢化の進行、高度情報化や消費生活におけるグローバル化の進展等により、消費者を取り巻く環境は、大きく変化しており、消費者ニーズに対応した商品・サービスが提供され選択幅が拡大している一方、消費者被害が複雑化・多様化している。特に、本県においては、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺が多く、多くの方が被害に遭っている。

また、国では「地方消費者行政強化作戦 2020（令和 2 年 4 月 1 日策定）」において「地方版消費者基本計画の策定」を政策目標の一つとして掲げているところである。

こうしたことを踏まえ、本県として、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に対応した消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費者教育推進計画の内容を包含する「富山県消費者基本計画」の策定について諮問するものである。